

# 産業建設常任委員会

日時 平成30年5月29日（火）午後1時30分～  
場所 第3委員会室

---

## 1 開議

## 2 案件

### （1）下水道事業の経営健全化の取組みについて

（上下水道部行政報告）

### （2）亀岡市宿泊施設の立地等の促進に関する条例の制定について

（産業観光部行政報告）

### （3）行政視察の総括について

①農業の12次産業化について（新潟市）

②国家戦略特区の規制緩和を活用した農家レストランについて（新潟市）

③田んぼダムの取組みについて（村上市）

④歴史的風致維持向上計画について（村上市）

⑤ふるさと納税による市内産業の活性化について（天童市）

### （4）委員会の今後の取組みについて

## 3 その他

# 産業建設常任委員会 資料

平成30年5月29日(火)

上下水道部

# 下水道事業の経営健全化の取り組みについて

## －地域下水道事業の地方公営企業法適用－

### 1 地方公営企業法適用の背景

本市の下水道事業は、下水道事業会計（公共下水道事業）と地域下水道事業特別会計（特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業）を設置し運営していますが、建設の時代から維持管理の時代へと移行する一方で、人口の減少、節水機器の普及や生活様式の変化など社会情勢の転換期を迎える中で、いかにして持続的かつ安定した経営を行っていくかが課題となってきています。

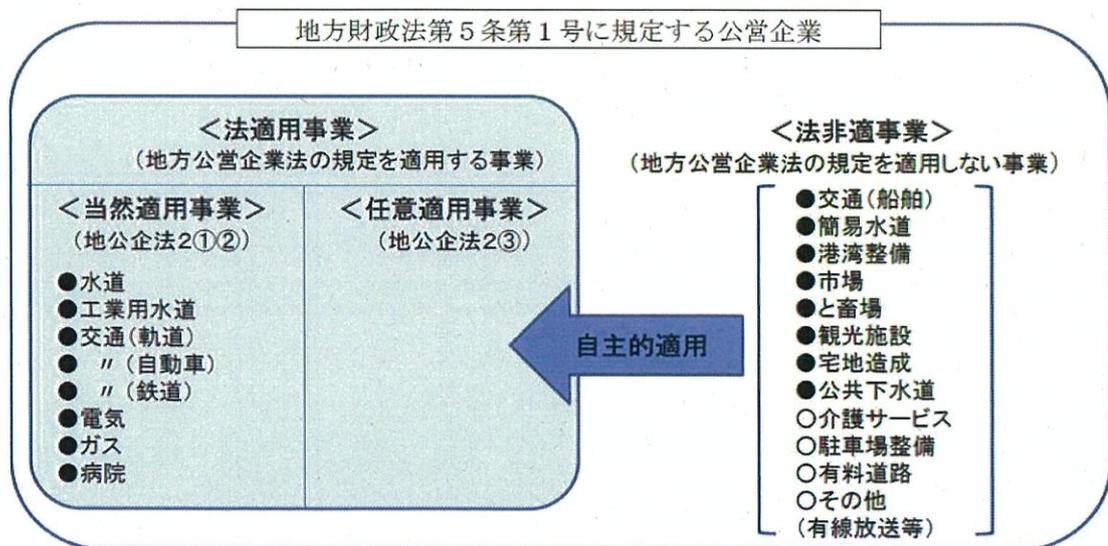
公共下水道事業については、事業開始から地方公営企業法の任意適用を行い実施していますが、地域下水道事業は法非適事業として特別会計を設置しています。

そうした状況の中で、地域下水道事業を将来にわたって持続的かつ安定的に維持するとともに、今後の施設等の老朽化に伴う更新事業等を計画的に行うために、正確な経営状況を把握し、事業運営の効率化や健全化を図る必要があることから、地域下水道事業に地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行することとします。

#### ◎ 地方公営企業法を適用する事業

地方公営企業とは、地方公共団体が行う一般的な行政活動のほかに、水道事業や病院事業、下水道事業など、地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供するために、地方公共団体が経営する企業活動を「地方公営企業」としています。独立採算を原則として、経営に伴う収入をもって事業を運営することとされています。

下水道事業、簡易水道事業等については、地方公共団体が任意（条例）によりその適用を決定できるとされています。



※ ●のついたものは、地方財政法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

【出典】地方公営企業法の適用に関するマニュアル 総務省

## 2 国からの法適用の要請

施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、公営企業の経営環境は厳しさを増しつつあることを踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに取り組むために、国（総務省）から「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日）の通知がされ、事業への法適用が要請されました。

### 総務省委請の概要

- 下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置づけ、人口3万人以上の団体は、平成32年4月までに公営企業会計に移行すること
- 下水道事業は、公共下水道事業（特定環境保全公共下水道を含む）・流域下水道については、期間内に移行することとし、集落排水・合併浄化槽についてもできる限り移行対象に含めること
- 平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とすること

## 3 法適用の対象事業

地域下水道事業特別会計で運営している全事業

- 特定環境保全公共下水道事業（保津地区）
- 農業集落排水事業（半国・犬甘野・宮前・本梅・川東地区）
- 小規模集合排水処理事業（小泉地区）

## 4 法適用の目的

下水道事業の経営基盤の強化及び経営の効率化、持続可能な事業運営の確立を図るため、下水道事業の1本化の取り組みに向けて、地域下水道事業の法適用を行い、地域下水道事業特別会計を下水道事業会計に経営統合します。

## 5 法適用の効果

### (1) 経営管理の向上

期間損益、資産状況を正確に把握・分析することができ、経営管理の向上が図れる。

### (2) 使用料の適正化

「減価償却費」を含めた総括原価を正確に算定でき、論理的、客観的に適正な使用料を設定することができる。

### (3) 経営の効率化

本市の上下水道事業のすべてに地方公営企業法を適用することで、会計処理、事務手続などが一元化でき、経営の効率化が図れる。

## 6 法適用の時期

平成31年4月1日

## 7 目指す方向

### (1) 下水道事業の一本化

- 地域下水道事業に地公企法を適用 ⇒ 下水道事業の経営管理の向上・効率化



### (2) 利用者負担の統一

- 受益者負担金(分担金)、使用料の統一 ⇒ 市民サービスの公平性の維持



### (3) 適正な使用料の設定

- 将来の施設改築を見込んだ適正な使用料の設定 ⇒ 持続可能な経営の確立



### (4) 施設の統合等

- 処理区の統合・施設の集約、適切な維持管理 ⇒ ライフサイクルコストの削減

(産業建設常任委員会資料 平成30年5月29日)

# 産業建設常任委員会 資料

日 時 平成30年5月29日(火)

場 所 第3委員会室

亀岡市産業観光部

# 亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例について

- 1) 条例制定の背景
  - ・平成31年度に京都スタジアム（仮称）が竣工する予定であり、スタジアムを核にした賑わいの創出や周辺地域の経済活性化を進める必要がある
  - ・本市は三大観光をはじめとする観光資源を有しており、昨今のインバウンド需用の追い風のなか、平成32年度NHK大河ドラマに明智光秀が主人公となることが決定し、さらなる観光の振興とにぎわいの創出及び雇用機会の拡大、及び地域経済の活性化を図るためには、ニーズに応じた宿泊施設（ホテル・旅館）等の立地を促進する必要がある
- 2) 条例の趣旨・目的
  - ・京都府内の市区町村において、宿泊施設の誘致に関する動きが加速しており、今後、激しい誘致競争が始まるものと予想されるなか、本市内に宿泊施設を誘致することにより、観光客の本市内での滞留時間の延長や、観光消費の拡大を図ることを目的とし、宿泊施設を新設及び増設する事業者に対して、必要な奨励措置を講じる必要がある
- 3) 条例の概要
  - ・条例に定める要件を満たし、亀岡市長により指定を受けた宿泊施設立地者に対して、奨励措置として固定資産税（当該宿泊施設に係る土地、家屋、償却資産を対象）について相当期間の課税免除を行う
- 4) 奨励措置 対象
  - ・亀岡市全域にわたり宿泊施設を立地した宿泊施設事業者のうち、条例に定める要件を満たし、亀岡市長により指定を受けた者

内容

  - ・操業日の翌年度から1年間を限度として、当該宿泊施設にかかる固定資産税課税額の全額を免除する
  - ・地域未来投資法による地域経済牽引事業計画の承認を受け、かつ国から適合事業の確認を受けた場合は、操業日の翌年度から3年間を限度として、当該宿泊施設にかかる固定資産税課税額の全額を免除する

財政補填

  - ・地域未来投資法による地域経済牽引事業計画の承認を受け、かつ国から適合事業の確認を受けた場合は、固定資産税の課税免除額の75%が地方交付税により減収補填される
- 5) スケジュール
  - 平成30年6月 亀岡市議会定例会6月議会に上程
  - 平成30年7月1日 施行
  - 平成31年度以降 奨励措置の実施
- 6) 備考
  - ・本条例により課税免除について規定を設けるため、別途市税条例の改正は行いません

①新潟県新潟市（人口798千人、面積726K㎡）

<p>視察項目①</p>	<p style="text-align: center;"><b>農業の12次産業化について</b></p>
<p>視察の目的 （本市の現状と課題）</p>	<p>農業を基幹産業とする本市において、少子高齢化や人口減少による後継者不足等による耕作放棄地の増大など、農業を取り巻く課題は山積している。そのような中、農業の持続的な発展を推進し、地域の活性化を図ることは、本市にとって重要な課題である。</p> <p>新潟市では、平成27年度に「新潟市12次産業化推進計画」を策定し、農業の6次産業化に加え、豊富な田園資源を「子育て」「教育」「福祉」「保健・医療」「エネルギー・環境」「交流」などの分野にも生かすことで、産業や雇用の創出を図るとともに、全ての市民が地域への愛着と誇りを持ちながら、健康で生き生きと安全・安心に暮らせるまちづくりを目指していることから、その事例を学び、参考とするため視察調査を行う。</p>
<p>視察項目の概要</p>	<p><b>新潟市12次産業化推進計画の策定（平成28年2月）</b> （計画期間：平成27年度～平成34年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12次産業化に関する総合相談窓口を設け、民間事業者による12次産業化の取組みを応援。</li> <li>・田園資源を独創的・効果的に活用している優良事例を表彰し、取組みを広く紹介。</li> </ul> <p><b>①「子育て」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園・幼稚園での野菜づくり体験</li> <li>・保育園・幼稚園、食育・花育センターでの料理教室や野菜の栽培</li> <li>・NPOが里山を子どもが遊べる場として整備し、「森のようちえん」として屋外型の幼児教育・保育を行う。</li> </ul> <p><b>②「教育」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新潟発 わくわく教育ファーム」（プラチナ大賞「優秀賞」受賞） ⇒全小学校で独自の農業体験学習プログラム「アグリ・スタディ・プログラム」を実施。（学習指導要領に基づく）</li> <li>・「アグリパーク」等の農業関連施設を活用した生涯学習の取組み</li> </ul> <p><b>③「福祉」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働力不足に悩む農家と福祉施設が請負契約を結び、社会参加と就労支援につなげる。</li> <li>・農業体験を通じて高齢者の健康づくり・仲間づくりを図る活動</li> </ul> <p><b>④「保健・医療」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内産農作物を取り入れた減塩レシピの展開、給食や社員食堂への市内産農産物の積極的な活用</li> <li>・健康づくりにつながる食品の生産・開発</li> <li>・農作業を通じて心の癒しやストレス緩和を図る「心の健康づくり」</li> </ul>

	<p><b>⑤「エネルギー・環境」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 田園・里山から排出される稲わら・もみ殻・剪定枝・間伐材などのバイオマス資源化</li> <li>・ 農業用温室ハウスの空調設備に下水道熱を利用</li> </ul> <p><b>⑥「交流」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食や農をはじめとする多彩な魅力を観光・交流関連事業に生かす。</li> <li>・ 農業体験や食に関する体験の機会を提供するグリーン・ツーリズム ⇒NPOによる農業体験ツアー、古民家で農家から野菜づくりのこだわりを聞きながら食事をいただく「やさいのへや」の開催。農家と旅館施設が協働した農業体験イベント。</li> </ul>
<p>考察</p>	
<p>各委員の意見等</p>	<p>&lt;西口委員長&gt;</p> <p>6次産業化に合わせて、豊富な田園資源を、子育て・教育・福祉・保険・医療・エネルギー環境の交流分野にも生かし、体験型社会参加を軸とした取組みにより成果を上げていた。多種の分野に拡大して実施されているが、地域資源の活用により、ふるさとを思い、定住の機会を創設しようとする取組みは参考に値するものであった。</p> <p>&lt;石野副委員長&gt;</p> <p>農業の6次産業化の取組みに加え、豊富な田園資源を特に生活に密着する6つの分野「子育て」「教育」「福祉」「保健・医療」「エネルギー・環境」「交流」をはじめ様々な分野に生かすことで、産業や雇用の創出を図り、全ての市民が地域への愛着と誇りを持ちながら、健康で生き生きと安心、安全に暮らせるまちづくりを推進している。平成27年度に「新潟市12次産業化推進計画」を策定し、官民一体で取組みを進めることを目指し、12次産業化に関する総合相談窓口を設け、民間事業者による12次産業化の取組みを応援している。</p> <p>&lt;奥村委員&gt;</p> <p>新潟市は政令指定都市の中で食糧自給率が高い都市であり、他の政令指定都市の食料自給率は10%前後なのに新潟市に至っては60%を超えている。耕作面積、米産出額、認定農業者数など全国1位となっており、農業における強みを最大限に生かしたまちづくりを行っている。平成26年5月に国家戦略特区指定を受け「新潟ニューフードバレー構想」が着々と進められている。この「新潟ニューフードバレー構想」は、同じ地域に企業や研究機関の集積を図ることで産学官が共に協力しあう体制を整え、「大規模農業の改革</p>

拠点」としての国家戦略特区として革新的な農業、農産物の高付加価値化、国際競争力の強化を目的としており、6次産業化による新潟ブランドをより独創的なスタイルに仕上げるための様々な取組みである。ニューフードバレー構想が見つめる先は、新潟市が有する田園・大地の力を最大限活用し、農業の6次産業化に加え、他の6分野（福祉、子育て、保健・医療、教育、エネルギー・環境、交流）を連携させることにある。産業や雇用の創出など新たな価値の創出を図るという「農業の12次産業化」の取組が、農業を核に地方創生のトップランナーを目指す新潟市のライフスタイルになっていくと確信した。

<並河委員>

平成27年度に「新潟市12次産業化推進計画」を策定。農業の6次産業化に加え、豊富な田園資源を「子育て」「教育」「福祉」「保健・医療」「エネルギー・環境」「交流」などの分野にも生かすことで、産業や雇用の創出を図るとともに、全ての市民が地域への愛着と誇りを持ちながら、健康で生き生きと安全・安心に暮らせるまちづくりを目指している。

日本の農業は現在高齢化が進み後継者問題も深刻である。「米作って飯が食えない」状況では、これからの農業への展望は開けない。生活できる、将来展望の持てる取組みが課題となっている。新潟市の取組みは大いに参考になり、地域にあった取組みが必要と感じた。

<藤本委員>

農業の6次産業化（田園資源）を中心に、観光・交流、教育、福祉、子育て、保健・医療、エネルギーの6つの課が連動して12次産業化に取組む。農業分野の規制を緩和し、農業を核として地方創生を図る。

基本的には行政の縦割りを廃止し、農業と連携した交流・観光政策、農業と連携した教育体験、農業を通じた子育て・福祉等を実施している。本市でも実施されているが、ここまで連携し体系化されていない。これを実施・推進していくマンパワーの違いか。

<木曾委員>

「子育て」では、保育園で野菜づくり体験など身近な田園資源を活用した環境づくりと、食育、農業体験を通じた親子間・世代間の地域間交流の推進事業。「教育」では、農業体験学習「生きる力」を育む教育、農業を通じ、生涯にわたる学習や生きがいつくりの事業。「福祉」では、障がい者の力を農業現場に生かす事業や、農業体験を通じセカンドライフを元気に過ごせる事業。シニア世代側に期待される効果は健康づくり・介護予防等、農業者側は休耕田の解消、担い手不足解消、消費者との交流。「保健・医療」では、農産物の力で体の健康。消費者の期待される効果は、農作業を通じて心の健康、メンタルヘルスの改善、社会参加の機会の拡大と医療費の低減を目指す取組み。

「エネルギー・環境」では、もみ殻の燃料活用の取組みや下水熱利用の取組

	<p>み。「交流」では、食と農をはじめとした魅力の発信、食と農をはじめとした多彩な魅力を活かしたグリーン・ツーリズム、食と農を通じた関係づくり。地域資源を生かした、特色ある交流プログラムの提供と、農業と共に新たな観光価値を創造する。</p> <p>1 2次産業化優良事例表彰事業に取組み、2016年度は優良事例賞2組、奨励賞2組、2017年度は優良事例賞1組、奨励賞2組と決定して、農業資源を生かし1 2次産業化を推進した団体等を表彰する事業を実施している。</p> <p>&lt;湊議長&gt;</p> <p>市長の指示で、行政として文化、教育、子育て等、多課にわたって自由自在に取り組むようにしている。</p>
--	---

<p>視察項目②</p>	<p align="center"><b>国家戦略特区の規制緩和を活用した農家レストランについて</b></p>
<p>視察の目的 (本市の現状と課題)</p>	<p>少子高齢化や人口減少により、特に市街化調整区域での地域コミュニティの維持・活性化が求められる中、亀岡市は京都府から開発許可制度の権限移譲を受け、既存集落まちづくり区域指定制度に取り組むこととしており、保津町では区域指定により、小規模店舗・飲食店・農産物直売所・農家レストラン等のほか、既存の空き家を活用した簡易宿舎などの用途を指定し、立地できることとしている。</p> <p>新潟市では、国家戦略特区の規制緩和を活用し、全国初となる農家レストランを含め3店舗がオープンしており、本市の参考とするために視察を行う。</p>
<p>視察項目の概要</p>	<p><b>「大規模農業の改革拠点」として国家戦略特区に指定</b></p> <p>⇒「農業用施設用地」には原則として農業用施設しか建設できないところ、特区認定により、「農家レストラン」が「農業用施設」に追加され、農業者自らが農村地帯で地域の農産物を材料とした料理を提供するレストランの開設が可能となった。</p> <p>～ La Bistecca (ラ・ビステッカ) ～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特区を活用した全国初の農家レストラン</li> <li>・ステーキやジェラートなど、地場の農畜産物を使った料理を提供</li> </ul> <p>～ La Trattoria Estorto (ラ・トラットリア・エストルト) ～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社産のフルーツトマトのサラダや米粉パスタなどを提供</li> <li>・ウッドデッキから農村の原風景を展望</li> <li>・運営する(有)高儀農場が「6次産業化アワード」で食料産業局長賞を受賞</li> </ul> <p>～ TONERIKO (トネリコ) ～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広大な田園に張り出すテラスから「そら」と「野」を展望</li> <li>・取れたての野菜の小鉢や漬物が味わえる定食や米粉ピザを提供</li> <li>・直売所や加工食品、収穫体験も。</li> </ul> <p><b>【設置要綱】</b></p> <p>第5条 開設者は、農家レストランについて、適正に維持管理するとともに排水、給水及び換気など、衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第6条 開設者は、毎年1月1日から12月31日までの「年間実績書」を翌年3月31日までに市長へ提出しなければならない。</p>

	<p>－ 設置基準 －</p> <table border="1" data-bbox="435 275 1385 954"> <thead> <tr> <th data-bbox="435 275 759 327">項 目</th> <th data-bbox="759 275 1385 327">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 327 759 376">1 開発（敷地）面積</td> <td data-bbox="759 327 1385 376">経営計画に見合う規模であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 376 759 425">2 建築物</td> <td data-bbox="759 376 1385 425">経営計画に見合う規模であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 425 759 618">3 敷地の接する道路</td> <td data-bbox="759 425 1385 618">幅員6.0m以上の道路（通行上支障がある部分は含まない）に6.0m以上接すること、かつ、最寄りの道路の交差点まで6.0m以上の道路幅員があること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 618 759 954">4 その他</td> <td data-bbox="759 618 1385 954">                     （1）隣地の地権者、開設地が属する農家組合、農業協同組合、土地改良区、農業委員会等から同意が得られること。                      （2）駐車場は施設に見合った有効な台数を確保すること。                      （3）都市計画法第33条及びその他の技術基準に関する規定に適合すること。                 </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	1 開発（敷地）面積	経営計画に見合う規模であること。	2 建築物	経営計画に見合う規模であること。	3 敷地の接する道路	幅員6.0m以上の道路（通行上支障がある部分は含まない）に6.0m以上接すること、かつ、最寄りの道路の交差点まで6.0m以上の道路幅員があること。	4 その他	（1）隣地の地権者、開設地が属する農家組合、農業協同組合、土地改良区、農業委員会等から同意が得られること。 （2）駐車場は施設に見合った有効な台数を確保すること。 （3）都市計画法第33条及びその他の技術基準に関する規定に適合すること。
項 目	内 容										
1 開発（敷地）面積	経営計画に見合う規模であること。										
2 建築物	経営計画に見合う規模であること。										
3 敷地の接する道路	幅員6.0m以上の道路（通行上支障がある部分は含まない）に6.0m以上接すること、かつ、最寄りの道路の交差点まで6.0m以上の道路幅員があること。										
4 その他	（1）隣地の地権者、開設地が属する農家組合、農業協同組合、土地改良区、農業委員会等から同意が得られること。 （2）駐車場は施設に見合った有効な台数を確保すること。 （3）都市計画法第33条及びその他の技術基準に関する規定に適合すること。										
<p>考察</p>											
<p>各委員の意見等</p>	<p>&lt;西口委員長&gt;                      設置要綱の条例を定め、衛生安全面に十分配慮した取組みで、計画時の規定を盛り込むなど、管理体制の基盤がしっかりできて経営している状況は参考に値するが、果たして安定継続できるかどうかということについては、今後の動向を見ていく必要がある。</p> <p>&lt;石野副委員長&gt;                      特区を活用した全国初の農家レストランを含め、3店舗がオープンしており、農産物の高付加価値化の実現と農家所得の向上、交流人口の拡大が図られている。</p> <p>&lt;奥村委員&gt;                      特区指定で規制が緩和され、農業と異業種とのコラボ、付加価値の高い食品の生産や販売、農業者が農地にレストランを建設することができるようになり、自前の農作物を料理して出す「農家レストラン」を経営するなど、特区指定により様々な取組みが実現している。</p> <p>&lt;並河委員&gt;                      「農業用施設用地」には原則として農業用施設しか建設できないところ、特</p>										

区認定により「農家レストラン」が「農業用施設」に追加され、農業者自らが農村地帯で地域の農産物を材料とした料理を提供するレストランの開設が可能となり、新たなまちづくりが進められている。

日本の農業は現在高齢化が進み後継者問題も深刻である。「米作って飯が食えない」状況では、これからの農業への展望は開けない。生活できる、将来展望の持てる取組みが課題となっている。新潟市の取組みは大いに参考になり、地域にあった取組みが必要と感じた。

#### <木曾委員>

国家戦略特別区域に指定されて、農業の生産性向上及び農産物食品の高付加価値を進め、国際競争力強化のための拠点づくりと、農業分野の創業と雇用拡大を支援している。農家レストラン設置に係る特例により規制緩和を行い、3農家のレストラン、(有)フジタファーム・(有)ワイエスアグリプラント・(有)高儀農場の経営するレストランをオープンし、以降1年間で、集客は8万7千人、雇用は正規・臨時合わせて20名以上を雇用し、農村地域の雇用増と交流人口の拡大につなげている。またコンビニ大手のローソンと連携し、全国初の特例農業法人を立ち上げる取組みを推進。また、民間事業者のクボタ・JRとの連携や、lifeと連携して障がい者を積極雇用等、農業分野の先進的な取組みと積極的な施策の取組みを、新潟市の担当者が情熱を持って進められている様子が見られた。

#### <湊議長>

農地にはレストランが建てられないが、特区により占用許可を取得することができるようになった。農家は生産から提供までを手掛ける。全国初の農家レストランをオープン。県内産の上質な牛肉を使用したステーキや牛乳のアイス等を提供。生産した農産物を使用したピザやパスタ、イチゴを使ったデザートを提供。レストランの施設には県内杉を利用し、同時に雇用も生みだされている。規制改革と併せて革新的農業を推進し、米の加工業が発展し、食関連企業を支える機関も多数存在している。また、大学や研究機関も支援している。国家戦略特区指定を受け、大規模農業の改革拠点としてローソン、クボタ、JR東日本、ライフ等がおにぎりの販売や小麦の栽培、日本酒や枝豆、盆栽の製造を行う中で多くの雇用が生み出されている。アンテナショップとしても、大手スーパーの売り場にスーパー独自で売り場の確保と拡販にあたってもらうなど協力体制も万全である。

亀岡市においても、全国的に通用する農産物があり、京阪神の客層を考慮すれば、生産から提供面には十分な要素が見込めると考える。特区もうまく活用し、大手企業のブランド化にも協力が得られるように、行政としてもセールスに取組む必要性を強く感じる。

②新潟県村上市（人口62千人、面積1174K㎡）

<p>視察項目①</p>	<p style="text-align: center;"><b>田んぼダムの取組みについて</b></p>
<p>視察の目的 （本市の現状と課題）</p>	<p>京都府による河川整備や日吉ダムの整備により、本市では治水安全度が一定確保されてきたところであるが、近年多発する集中豪雨や保津峡狭窄部の影響により、今なお水害への不安は払拭できない。一刻も早く下流域を整備して本市の霞堤を締切る必要があるが、下流域の整備を待たず本市にて実施可能な取組みとして田んぼダムが考えられる。</p> <p>村上市は、全国で初めて田んぼダムが導入された市であり、現在も取組みを推進していることから、その事例を学び、参考とするため視察調査を行う。</p>
<p>視察項目の概要</p>	<p><b>旧神林村（村上市）で田んぼダムの取組みが始まる（平成14年）</b></p> <p>⇒下流域の集落から上流域の集落に呼びかけて始まる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水口に排水管より小さな穴の開いた調整板を設置し、水の流出を抑制する。大雨の時に水田内に水を貯留させ、下流域の洪水を軽減させる効果がある。</li> <li>・平成29年度は新潟県内15市村、約1万4千ヘクタールで取組まれている。</li> </ul>
<p>考察</p>	
<p>各委員の意見等</p>	<p>&lt;西口委員長&gt;</p> <p>亀岡市の長年の課題である水害対策の一環として、今回の重要な視察と認識している。農家組合の協力が不可欠であり、皆にどう協力を持ちかけ理解を得るのかという一点に絞られるのではないか。水害の地域の実情を知らしめて、できる可能性があることへの理解を求め、簡単に、かつ助成金を活用し負担が軽減できること、水害のない地域もある地域も互助精神の普及に努めること、等々問題は多いが、実践すれば効果大であることは間違いない。実施の方向で取組むべき事業である。行政だけに頼らず、自分たちでできることはやっぴいこうとする姿勢と機運を高めることが大事である。</p> <p>&lt;石野副委員長&gt;</p> <p>新潟県は低地が多く、以前から大雨が降ると洪水などの被害を受けることが多かった。平成14年に旧神林村（村上市）で田んぼダムの取組みが始まった。水田の洪水防止機能を強化するこの取組みは年々拡大しており、平成29年度は新潟県内15市町、約1万4千haで取組まれている。</p> <p>田んぼダムは水田の排水口に調整板などを設置して水の流出抑制を行い、雨水を一時的に水田にため徐々に排水することで洪水を防止・軽減する取組</p>

みであるが、これにより多くの農地・農作物への浸水被害防止のほか、住宅等への洪水被害軽減も期待できる。また、田んぼダム活動を集落全体で取組むことにより、農家と非農家の連携を深め、地域の防災意識の啓発が図られている。

新潟県では、技術的な検証や情報発信を行いながら田んぼダムの拡大を図り、水害に強い地域づくりを推進している。

#### <奥村委員>

水田を利用するユニークな治水対策が全国各地で広まりをみせている。その名称は「田んぼダム」。大雨が降ったとき、上流地域の水田群に一時的に雨水をため流下量を減らせば、下流地域の水位上昇を抑制することができる。大規模施設に頼ることなく、洪水による被害軽減を図るのが田んぼダムの考えである。

村上市（旧神林村）では、平成14年度に全国に先駆け「田んぼダム」の取組を始められたが、取組の歴史をお聞きすると色々とお苦勞があったようである。水害対策協議会を設立、試験田での実施や畦畔の補強、フォーラムの開催、田んぼダム効果の立証など何年もかかって普及活動を実施された。

田んぼに水を蓄える行為は農業者の助け合いの精神の上に成り立つ。つまり農家も非農家も、上流の住民も下流の住民も地域みんなで協力関係を築くことが大切であり、そうした関係を築くことに一番苦勞されたと感じた。

河川の改修が一番の洪水対策ではあるが、河川改修には相当な時間と予算がかかる。河川改修が終了するまで、洪水対策のひとつとして有効な田んぼダム事業をぜひ亀岡市でも実施していく必要があると考える。

#### <並河委員>

田んぼダムは洪水対策に有効な手段であり、本市でも進めてほしい施策である。村上市の取組みは本市にとって参考になる事例である。現在本市において、ほ場整備事業が進められている地域がある。桂川流域における雨水排水対策の強化が求められる中、田んぼダムは効果がある。行政主導により話の突破口を開く努力が必要ではないか。

#### <藤本委員>

田んぼダム実施区域の下流地帯は低地帯であり、昔からかんがい排水事業として機械による常時排水を行ってきた。日本海への水の吐口が石川しかなく、そこへ上流で4河川が合流しており、河川改修が遅れている中、ほ場整備により降雨流出量が増大し、その結果、下流で洪水の危険性が生じてきた。そこで下流域への流水量の調整のため、田んぼダム洪水調整フォーラムが設立され、田んぼダムが設置されるようになった。

これを亀岡へ持ってきて、保津川の氾濫から下流域の嵐山流域を洪水から守ろうとするには、少し無理があるように思う。まず大切なことは、保津川の整備、河川改修であり、その早期実行である。その河川改修が進まないか

	<p>ら、田んぼダムを亀岡で実施しようとするなら、その前提として地域の合意形成が必要である。それも、保津川の河川改修ができるまでの間である。</p> <p>&lt;木曾委員&gt;</p> <p>近年の地球温暖化の影響と思われる局地的な豪雨等により洪水被害が多発している。自主防災組織が必要となり、平成14年度に旧神林村（現村上市）で、全国で先駆けて取組みが始まる。災害に強い地域づくりの取組みで、平成21年時点では8429ha、9市村42地域で取組まれている。旧神林村の地獄江排水路では、取組みをした場合、しなかった場合と比べて23センチの水路の水位の低減の効果が現われるということは、素晴らしい効果である。亀岡市でも早く取組むことが大切と考える。</p> <p>&lt;湊議長&gt;</p> <p>神林地区は海拔0メートル地帯であり、ほ場整備の完成や河川改修の遅延等により、たびたび水害が起きやすい状況にあり、田んぼダムの実施にあたって農家や一般市民とのフォーラムを実施する中で、認識を一にした取組みが進められた。</p> <p>亀岡市でも議会として行政に田んぼダムの実施を提言している。今後においては亀岡市並びに近隣市町そして改良区など農業従事者に協力を呼びかけ、早期に実施できるように取組むべきである。なお、補助等については河川の管理者である京都府や国に対して要望を行う必要がある。</p> <p>土木と農政が共同認識を持ち、全体としてのフォーラムを開催し、農家、行政、一般市民、上流そして下流を巻き込む中で実施することが望ましいと感じた。</p>
--	---

視察項目②	<b>歴史的風致維持向上計画について</b>
視察の目的 (本市の現状と課題)	<p>本市には、亀山城の城下町として伝統的な建築物が多く残っており、歴史的な町並みを保全・再生し、良好な景観形成を進めることが、文化の継承や、観光客の市内への回遊の促進につながる。</p> <p>村上市では、歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受け、歴史・文化が感じられる町並みの継承を図っているため、その事例を学び、参考とするため視察調査を行う。</p>
視察項目の概要	<p><b>歴史的風致維持向上計画の策定（平成28年10月）</b></p> <p>⇒「地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律」に基づき策定。 ⇒国の認定を受けることで、各種事業制度や法令上の特例措置などの支援を受けながら、まちづくりに関するさまざまな取組みを進めることができる。</p> <p><b>歴史的風致形成建造物保存事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風致形成建造物および事業区域内の戦前（昭和20年以前）に築造された建造物の外観の修理行為に対して、工事費の一部を補助。</li> </ul> <p><b>建造物外観修景事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域内の建造物の外観の修理・修景行為に対し工事費の一部を補助。</li> </ul>
考察	
各委員の意見等	<p>&lt;西口委員長&gt;</p> <p>亀岡市では、城下町の重要な地域に関心が薄いことが最大の問題点である。村上市は民間から町おこしをされた吉川氏が中心となって、その景観を守ろうとする機運が高まって、多くの観光客の誘客に成功している。これが果たして亀岡に合致することは適当か疑問を呈したい。亀岡まつり・ひな人形まつりなど有益な資源を持ちながら、根本的に地元が自分の利益だけを求める気質がある以上、無理な事業と考える。</p> <p>&lt;石野副委員長&gt;</p> <p>平成28年10月に主務大臣より認定を受け、10種の歴史的風致の維持向上に関する施策を展開している。</p> <p>歴史的町並み景観の保全に関する施策としては、旧出羽街道（県道村上停車場線）沿線の整備、市指定文化財武家住宅修復事業、歴史遺構跡整備事業、歴史的風致形成建造物保存事業・建造物外観修景事業、道路美装化事業・無</p>

	<p>電柱化事業が行われている。歴史的町並み景観の保全に関するまちづくり団体の活動としては、チーム黒塚プロジェクト、村上町屋再生プロジェクトが実施されている。また、歴史的町並み景観の保全に関するまちづくり団体との連携が行われており、歴史資源を活用したまちづくり団体の活動としては、宵の竹灯籠まつり、町屋の人形さま巡り・町屋の屏風まつり・春の庭百景めぐりなどがある。歴史資源を活用したイベントの開催により、観光客等の集客に効果を上げている。</p> <p>&lt;奥村委員&gt;</p> <p>「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」が施行されて、10年になる。この法律は、全国における歴史まちづくりの取組みを支援するものであり、この法律に基づいて国の認定を受けた都市では、国土交通省・文化庁・農林水産省の支援の下、歴史・文化を生かしたまちづくりを進められている。</p> <p>村上市でも「村上市歴史的風致維持向上計画 ～歴史・文化が感じられる町並みを未来へ～」を策定し、平成28年10月3日に認定され、着々と歴史・文化を生かしたまちづくりを進めている。</p> <p>京都府下では平成21年に京都市、平成24年に宇治市、平成27年には向日市が認定を受けており、全国で66の市町が認定を受けている。認定を受けている市町は、たしかに観光地として魅力ある市町である。国土交通省のウェブサイトにも、これら認定都市が「どのような都市」であるか、各認定都市における歴史的風致の維持・向上に向けた取組みと合わせ「歴まち」として紹介されている。亀岡市もそんな「歴まち」と肩を並べるまちであることは間違いない。今後、認定について検討する必要がある。</p> <p>&lt;並河委員&gt;</p> <p>本市も旧町の町並み等、保存して残す場所もあると考える。つぶしてしまっただらどうしようもないので、歴史的な町並みの保存・再生等、良好な景観形成を進めることで、文化の継承や入込客の増加につながるものと考えている。</p> <p>&lt;藤本委員&gt;</p> <p>どこも商店街や街並みが老朽化し廃れていくのは常だが、そこをお宝と感じ、古い町並みを残し、観光に結びつけ、にぎわいを取り戻そうとするマンパワー、努力は、亀岡市も見習うべきものがある。</p> <p>&lt;木曾委員&gt;</p> <p>重点区域の範囲を、「明治初年城下絵図」を基に、現在も地割や小路等のまちの骨格がよく残っている地域とし、歴史的建造物の保存と活用を行っている。</p> <p>歴史的町並み環境の保全と、町並みを活かし、市民活動との連携や観光交流の促進を行っている。後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化の取組み、歴史的重点区域における14事業を実施している。歴史的風致形成建造物の</p>
--	--

	<p>指定候補は14あり、建造物を指定して守っている。また、各地域で建造物外観修景事業を行うとともに、黒塚でまちなかの景観力アップ事業を推進している。まちなか景観は、行政と市民と民間企業が協力して、景観を守ることが必要と感じた。</p>
--	--

③山形県天童市（人口62千人、面積113.01km<sup>2</sup>）

<p>視察項目</p>	<p style="text-align: center;"><b>ふるさと納税による市内産業の活性化について</b></p>
<p>視察の目的 （本市の現状と課題）</p>	<p>市内産業の持続的な発展を推進し、地域の活性化を図ることは、本市にとって重要な課題である。本市はふるさと納税に積極的に取り組み、市内産業の活性化の一助となっているが、これを継続的な市内産業の活性化につなげるためには、さらなる取り組みが必要である。</p> <p>天童市は地元産品を活用したふるさと納税に積極的に取り組み、市内産業の活性化に大いにつながっていることから、その事例を学び、参考とするため視察調査を行う。</p>
<p>視察項目の概要</p>	<p><b>【寄附実績、取り組み】</b></p> <p>平成25年度実績：約66万5千円          平成26年度実績：約7億8千万円          平成27年度実績：約32億2千万円（全国3位）          平成28年度実績：約33億5千万円（全国9位）</p> <p>⇒平成25年12月頃、市長がふるさと納税に積極的に取り組むと判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○肉・米・酒が人気だが、特産品のフルーツを前面に押し出す。</li> <li>○平成25年8月に農作物が雹<sup>ひょう</sup>の被害に遭う→雹の被害で傷がついたリンゴやラ・フランスを返礼品に。 （被害農家への同情もあつてか、寄附が急上昇）</li> <li>○将棋の駒産業を再興させるため、将棋の駒のストラップを送る。 ※消費して終わるのではなく、地方の伝統工芸のものをいただけ、しかも自分の名前が入っており、手元に残る。</li> <li>○情報発信を積極的に行う。</li> <li>○将棋人口の増加のために、人気将棋漫画とコラボ。</li> </ul> <p><b>【将棋産業への影響】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和55年のピーク時は4億4千万円であったが、ふるさと納税を始める前は1億2千万円まで減少していた。 ⇒ふるさと納税により、平成26年度は1億8千万円まで回復。 ⇒平成27年度は3億円前後の産業規模に。</li> <li>・設備投資や雇用も生まれている。</li> <li>・「後継者の育成講座」の受講者が増加している。</li> </ul>

考察	
各委員の意見等	<p>&lt;西口委員長&gt;</p> <p>一気に33億円超えの寄附があったことは、特筆すべき事案である。亀岡市もこの手法について、研究すべき視察内容であった。返礼品の追加見直し、所管部の組織替え、スーパー職員の功績、これらが薄い亀岡市は、より強化策を実施するべきである。特に返礼品は多種多様さが目立ち、1万円の寄附金狙いの方針の成功例は参考に値する。納税専門課の体制づくりが喫緊の課題である。</p> <p>&lt;石野副委員長&gt;</p> <p>平成25年12月頃、市長がふるさと納税に積極的に取組むと判断。平成25年までの取組みは、返礼品はなく簡易な礼状のみで、天童市にゆかりのある人にものみパンフレットを送付し、ホームページも文面のみであった。</p> <p>新しい制度設計は、市の認知度の向上、地場産業の振興を目的に実施されている。特産品も、市の強みを最大限にPRできるものを選定されている。また、将棋のまち天童のPRを目的に、消費してしまう特産品に加え、寄附の思い出が残るものという視点で+αのプレゼントをされている。ふるさと納税の用途も、6つのメニューから寄附者が指定できる。用途を特定しない場合は市長におまかせとしている。また、年度ごとに新しい取組みを行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度：市内北部を中心に大規模な降雹があり、リンゴやラ・フランスに被害が出た。正規ルートでは出荷不可となり、ジュース等の加工品へ（安価な買取価格）→ふるさと納税を活用し、農家を支援。</li> <li>・平成27年度：障がい者の自立と就業の機会の確保、東日本大震災の被災地の支援、ホームタウンの推進、体験型特産品の提供。</li> <li>・平成28年度：将棋ファン/天童ファンの創出、新たな飾り駒の開発、特設サイトの活用、お裾分け袋の活用</li> <li>・平成29年度：特産品の品質の統一化と底上げ、寄附者とのコミュニケーション、「将棋のまち」の推進、デザインの統一化</li> </ul> <p>課題は、特産品としての選定基準や、事業所間の調整、クレーム対応とされていた。</p>

## &lt;奥村委員&gt;



天童市を訪れ、最初に気になったことが左記のロゴマーク。市役所の玄関、市民窓口そして観光パンフレットや封筒、広報誌はもちろん議会だよりや議会のしおりまでこのロゴマークを使用している。市章は一切使われていない。なぜ？

「このロゴマークは、将棋駒の骨格の立体デザインを基本とし、それが見方によってさまざまな形態をとるものとなりました。駒の各面の向こう側を可視化していることで市民に開かれた透明な市政運営を表象するとともに、視点によって形態を変えることで市民ニーズへの柔軟な対応をイメージしています。」ということで、天童市を広く内外にPRするため、市民や団体、企業に幅広く活用するよう奨励されているようである。

ふるさと納税の返礼品カタログやウェブサイトまですべてこのロゴマークが使われている。まさに驚きである。熊本県のゆるキャラ「くまもん」より幅広く使われていると考える。ここまで徹底的にすると凄いことである。

ふるさと納税がここまで伸びたのは「他の市町より早くウェブサイト（ふるさとチョイス）を利用したから」の一言であったが、確かにそれまでは（平成26年まで）年間数十万円の実績だったようである。

ウェブサイトを利用したきっかけは、若手職員の提案だったようである。しかしながら、それだけではなく返礼品カタログを見てみるとふるさと納税をしたくなる商品が並んでいる。6月～7月はさくらんぼ、7月～8月は桃、8月～10月はぶどう、10月～11月はりんご、11月～12月はラ・フランス、季節ごとにおいしい果実が返礼品としてならんでいる。さすがに果実の王国山形県天童市だと思った。

ちょっと変わった返礼品として、市民病院の人間ドック利用券もあった。亀岡でも返礼品として考えても面白いかもしれない。

今回の視察で天童市のロゴマークが印象的であった。亀岡市もロゴマークを作成するよう提案したいと思う。

## &lt;並河委員&gt;

天童市は、市内産業の持続的な発展を推進し地域の活性化を図ることは、市にとっても重要な課題として位置付けておられた。ふるさと納税は1万円が多く、市の知名度を上げることに重点を置いておられた。特産品のフルーツを前面に押し出し、1年のうち半分は果物で旬のものを発送。さくらんぼ、りんご、ラ・フランス等々、生産農家にとっても強みである。天童市は平成27年から飛躍的にふるさと納税が増加している。本市も近年増加傾向にあるが、金額的には追いつかない。天童市のお礼状には「天童市のまちづくりに有効活用させていただく」「将棋の普及と伝統工芸の振興に努めていく」としており、特色あるまちづくりを進めている。おらがまち、学ぶ点が多い。参考にしたい。

## &lt;藤本委員&gt;

- (1) 平成25年までは返礼品はなく、お礼状だけであった。
- (2) 平成25年までは年間5～10件程度で、金額も50～200万円程度であった。平成25年は66万5千円であった。
- (3) 平成26年から返礼品制度を導入した。返礼率は50%であった。この年、市北部を中心に大規模な雹（ひょう）の被害に見舞われ、特産品のリンゴやラ・フランス（洋梨）を中心に10億円の被害を受けた。東京、名古屋、大阪を中心に全国に広がる天童会の皆さんに支援を求め、返礼品に雹で傷ついたリンゴを笑窪のリンゴとして贈ったところ、7億8千万円の寄附が寄せられた。

窓口は、ネットの「ふるさとチョイス」が95%、あとは市のサイト、ホームページや紙媒体の申込書で、2%くらいである。

情報発信を積極的に行い、将棋の駒産業を再興させるため、将棋の駒のストラップを返礼品に付けて贈った。
- (4) その結果、平成27年度には約32億2千万円集まり、全国3位となった。
- (5) 平成28年度は約33億5千万円で全国9位。何に活用するか使用目的を明確にして天童市のアピールに努めた。平成28年度までは市長公室で対応していたが、返礼品等の事務も煩雑になり、平成29年4月からは「ふるさと納税推進室」を新設し、正職員4名、臨時職員3名の7名体制で当たるようにした。
- (6) 返礼品の大半、9割が農産品である。そのうち8割がフルーツ（さくらんぼ、桃、ぶどう、リンゴ、ラ・フランス）で、あとの2割が牛肉、米等である。酒も人気。

将棋産業は昭和55年のピーク時で4億4千万円あったが、ふるさと納税を始める前には1億2千万円まで衰退・減少していた。しかし、ふるさと納税により平成27年には3億円前後の産業にまで回復してきた。
- (7) 返礼品パンフ一覧の8割のページが1万円の返礼品のページである。多くの人にふるさと納税に参加してもらい、天童市をアピールするためである。
- (8) 今まで返礼率を5割でやってきたため多くの寄附を集められたが、平成29年9月から返礼率が3割となった。返礼品の量を減らして贈っているが、平成29年度は17万件の20億円程度まで減少する見込みである。
- (9) 平成29年度の取組みとしては、将棋のストラップとともにアニメ「3月のライオン」のイラストのお礼状を入れて贈っている。

他市にできて亀岡市にできぬことはない。これを参考とし取組んでいただくことを要望する。

## &lt;木曾委員&gt;

- (1) 平成26年から本格的にふるさと納税に取り組む。平成28年までは市長公室で、平成29年(4月新設、正職員4名・臨時職員3名)からは、ふるさと納税推進室とした。
- (2) 市の認知度の向上と地場産業の振興を目的に新しい制度設計を行い、天童市の特産品を返礼することとした。特産品の選定は、天童市の強みを最大限にPRする将棋駒(生産量全国シェア1位)、ラ・フランス(生産量1位)、さくらんぼ(生産量2位)、桃・ぶどう(生産量県内2位)。
- (3) 特産品は平成26年45点12事業所、平成30年382点30事業所
- (4) ・平成26年度寄付金額7億8千万円、全国5位
- ・平成28年度寄付金額33億5700万円
  - ・平成29年度の寄付金額は、返礼率を3割に変更したことにより、28～29億円に減少。
  - ・平成26年8月22日に市内北部の大規模な降雹で、果実農家に大きな被害があったが、職員の提案で被害果実を安価で提供し、全国から多くの災害支援を受けた。
  - ・平成27年度は東日本大震災の被災地の支援(友好都市、多賀城市へ支援)を行った。
  - ・平成28年度は将棋ファン、天童ファンの創出を行った。
  - ・平成29年度の実績は、生産品の品質の統一化と底上げを行い、「将棋のまち」の推進として、観光パンフレット「3月のライオン」バージョンを作成した。
  - ・①特産品としての選定基準、②事業所間の調整、③クレーム対応の3点を課題として対策を取っている。

今後の亀岡市での取組では、返礼品の業者及び返礼品数の対応が必要と考える。また、亀岡市の知名度を上げるためには何が必要かを学んだ。

## &lt;湊議長&gt;

ふるさと納税33億円の実績がある。返礼品としてさくらんぼ、桃、ぶどう、りんご、ラ・フランス、米、肉、そば、将棋駒等があり、地域の特産品が豊富にあることが最良の利点といえる。業者選定も法人のみとし、クレーム対応にも迅速な対応がとれるように配慮されている。期間限定のプレゼントも好評の一つである。収穫時期でない時期は、次収穫時の予約も実施されている。ふるさとチョイスでの申込みであり、すべての事務は市の担当課で対応されている。

亀岡市でも特徴のある返礼品を提供している。今後は市への愛着や現況をいかに市内外に伝えるかが納税額増の最優先課題といえる。市民福祉の増進と地域経済の発展に大いに貢献できる施策であることを認識し取り組む必要性を感じる。